

裁判所書記官印

証人調書

(この調書は、第14回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和元年(ワ)第21824号
期日	令和4年11月11日 午後1時15分
氏名	[REDACTED]
宣誓その他の状況	<p>裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。</p> <p>後に尋問されることになっている証人本件看守責任者は在廷しない。</p> <p>後に尋問されることになっている証人原告配偶者は、裁判長の許可を得て在廷した。</p>

陳述の要領

別紙反証書のとおり

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の ちか
も隠さず、偽りを述べないことを誓

います。

氏名



被告指定代理人（山口）

乙第44号証を示す

こちらはあなたが署名・押印したもので間違いありませんか。

間違いありません。

内容について間違いはありませんか。

間違いありません。

それではあなたが平成31年1月18日深夜に副看守責任者として原告に対応した際の状況について聞いていきます。あなたは本件当時原告が処遇困難な被収容者であると認識していましたね。

はい。

それはどうしてですか。

原告が本件以前にも職務執行反抗や隔離事案が多い処遇困難者であつたからです。

原告に対し隔離措置や制止措置がなされたことは複数回あったということです。

はい、そのとおりです。

原告は入国警備官に抵抗することも複数回ありましたね。

はい、そのとおりです。

あなたは本件当時、原告が大声で騒いでおり居室の扉を蹴っているなどと連絡を受け、応援に向かうよう指示を受け、原告の居室がある寮の警備官室に行きましたね。

はい、そのとおりです。

警備官室に到着後あなたは原告がどのような不満を述べていると周囲の職員から聞きましたか。

原告が薬を飲みたいと騒いでいるという報告を改めて担当寮の勤務員から報告を受けました。

その後、他の看守勤務者が原告が服用を求めていた薬は、原告が処方を受けている別の薬との関係で原告が服用できない薬であることを薬剤師に確認しましたね。

はい。

他の看守勤務者が原告に原告が求めている薬が服用できないことを説明したものの原告が納得せず、私の飲まない薬なんで残っているなどと大声で叫び続けたということでしたね。

はい、そのとおりです。

あなたたち入国警備官は警備官室で原告の対応についてどのようにしようと協議しましたか。

まず、本件事案が起こったのが0時を超えた深夜帯であることから、このまま原告が大声で叫び続けた場合他の被収容者の安眠を妨げるおそれがあったため、居室ではなく処遇室で原告に説明及び話をしようと思いました。

あなたは処遇室に行くように告げて、それで任意でまずは移動するように促す予定だったということですか。

はい、そのとおりです。

任意での移動に応じなければどのようにしようと考えていましたか。

先ほども述べましたとおり、原告は数多く職務執行反抗や隔離事案があった処遇困難者であったため、任意の連行に応じない場合は原告の体に触るなどして連行を促すように考えました。

あなたは他の入国警備官らとともに原告の居室に行きましたね。

はい。

あなたたち入国警備官は原告の居室前に行ってから、原告に対してまずはどのような対応をしましたか。

担当寮の副看守責任者が原告に口頭で処遇室で話をしようと原告に連

行を促しました。

原告は入国警備官の言葉での説得によって処遇室へ行くことを了承しましたか。

いいえ、しておりません。

原告はどのような言動をしていましたか。

ここで話してなどと大声で叫び続けるようになりました。

原告が処遇室に移動することを拒否したのに対して、あなたたちは原告の対応をどうすることにしましたか。

先ほど述べましたとおり原告の腕を触るなどして連行を促しました。

そのとき原告は居室内で立っていましたか、座っていましたか。

原告が収容してる居室の出入り口付近に座っておりました。

あなたがた入国警備官はそのような原告に対して原告の手を触る、つかんで引っ張るなどして処遇室へ移動するよう促しましたね。

はい。

原告代理人（大橋）

さすがに今のは誘導ではないですか。異議を申し立てます。

被告指定代理人（山口）

質問の仕方を変えます。あなたは原告の手とかに触って連行を促すようにしましたということでしたね。

はい、そのとおりです。

そのときはあなたは立った状態でしたか。

原告が座っていたため、私は原告の右腕を両腕で触った状態、少し前かがみになるような状態でした。

触った状態というのは、腕はつかんではいないんですか。

最初は原告をただ連行を促すために、さあ、行くよと触った程度でしたが、原告がそれに応じないため両腕でつかむようになりました。

あなたがつかんでたのは原告のどの部分ですか。体のどの部分ですか。

上腕から肘辺りだと思います。

そうすると、あなたは座っている原告の右腕の上腕から肘辺りを両手でつかんで居室から出るよう求めたということですね。

はい、そのとおりです。

あなたが腕をつかんで居室の外に出るよう促したことに対して、原告は素直に居室の外に出ましたか。

いいえ、原告はなおも連行に応じず後ずさりをしながら、原告がその当時使用していた寝具の奥辺りに後ずさっていました。

寝具のある方というのは、居室に入って右側にある棚の下にマットレスとかがある場所ということでよろしいですか。

はい、そのとおりです。

原告は寝具の方に後ずさりしたということですが、その間あなたは原告の腕から手を離したりしましたか。

いいえ、離しておりません。

そうすると、あなたの姿勢はどうなっていましたか。

原告が棚の下の部分に後ずさるようになりましたので、より前かがみの姿勢になりました。

あなたはそのような姿勢になった際、原告はあなたに対しどのような行為をしましたか。

原告は私に対し暴行を働きました。

暴行というのは具体的にどのような態様の暴行ですか。

原告は足で私の腹部辺りを蹴りました。

蹴ったのは1回ですか、それとも複数回ですか。

1回です。

あなたは腹部のどの辺りを蹴られましたか。

ベルトの上辺りだと思います。

当時あなたは蹴られた腹部にはどのような感触がありましたか。

原告の足の裏全体が押し付けられた感じがしました。

あなたは原告の足が偶然あなたの腹部に当たったか、それか故意、つまりわざと当たったか、どっちだと思いましたか。

私の腹部に感じた感触は原告の足の裏全体だったので、偶然ではなく

原告が故意に蹴ったものと認識しました。

それは蹴られた強さとかは関係ありますか。

強さは覚えておりませんが、明らかに押し返された感じはあります。

あなたは蹴られたときに何か言いましたか。

原告から暴行を受けたため、他の勤務員にもその事実を知らせるため、

「暴行」と発言しました。

それは隔離との関係でも意味はあるのですか。

はい。原告が行った暴行は入国警備官への暴行に当たるので緊急隔離事由に認定すると認識しました。

それを周りに知らせるためということも意味していますか。

はい、そのとおりです。

原告はあなたを蹴った後、おとなしくなったり素直に処遇室に行く様子がありましたか。

いいえ。

あなたを蹴った後の原告の様子はどうでしたか。

原告はなおも連行に応じず、体をばたばた動かし激しい抵抗をしておりました。

原告の声はどのような様子でしたか。

正確には覚えておりませんですが、断続的に大声を張り上げていたものと思います。

原告はあなたを蹴った後も抵抗を続けていたようですが、それを踏まえてあなたは処遇室に原告を連行した後、原告をどのようにすることにしましたか。

まず、居室での原告の抵抗が激しいので、有形力行使して原告を制止する必要があると考えました。ただし、原告の抵抗はかなり強かつたため、連行した後処遇室で手錠の使用を考えました。

抵抗が強かったというのは、また暴行されるかもしれないと思ったこと。

原告代理人（岡本）

異議あります。誘導です。

被告指定代理人（山口）

あなたは戒具の使用を決めたときにどのような恐れを感じましたか。

原告は私に対して暴行をしたのに加えて、さらに、私を含む勤務員の制止にも従わないほどの強い抵抗があったので、このままでは連行したとしても原告から新たに暴行を加えられたりするおそれがあったため、使用しようと思いました。手錠を使用しようと思いました。

居室内で手錠を掛けて制圧しなかったのはなぜですか。

居室内での手錠の使用も考えましたが、手錠を使用したままだと原告を居室から外に出すことに不都合があったため、居室での手錠の使用は控えました。

次にあなたが左胸に着けていたという識別票が外れていたことについてお聞きします。原告を居室から処遇室へ連れていく際、あなたの識別票が外れて床に落ちていたことがあったようですが、なぜ外れたと思いましたか。

原告代理人（大橋）

異議あり。それは意見を求めるように聞こえますが。

被告指定代理人（山口）

識別票についてあなたはなぜ外れたと思いましたか。

裁判長

まず、前提としてあなたの識別票が居室で外れたということはあったんですか。

その事実はあります。いつ外されたかは覚えておりませんが、外された事実はあります。

あなたが識別票が外れてることに気がついたのはいつですか。

覚えておりません。

そういう前提で聞いてください。

被告指定代理人（山口）

あなたはいつ識別票が外れていたか覚えてないということでしたけれども、なぜその識別票が取れていたと思いましたか。

原告代理人（岡本）

異議があります。意見を求める尋問です。

裁判長

当時の証人の認識を聞く質問にしてくれればいいわけでしょう。

原告代理人（岡本）

そうですね。

裁判長

その前提としていつ識別票が取れていたのかを気がついたかと、そこが1つステップになると思うんだけれども、そこは覚えてないんですか。

気付いたのは処遇室に原告を連行した後です。

処遇室で気がついたんですね。

はい。

そのときのあなたの認識として、どこかで落としちゃったのかなとか、何か思い当たる節はありましたか。

原告の居室に入るときには間違いなく識別票を着けていたので、また、識別票は手が当たったりしたぐらいでは外れないようなクリップで留

めてあるので、原告が故意に触ったか、引きちぎったかと思いました。

裁判長

識別票がどこに落ちていたのか今あなたは知っていますか。

他の勤務員が拾ってくれたので、居室内に落ちていたと勤務員から教わりました。

居室内に落ちていたのを他の人が拾ってくれたと。

はい。

あなたに戻ってきた識別票をあなたは手に取って見たんですか。

はい。

そこに引きちぎられたような跡があったかなかったか覚えてますか。

明確にはなかったと思います。

クリップというと、安全ピンみたいなクリップのことですか。

いいえ、プラスチック製で挟むタイプのクリップです。

被告指定代理人（山口）

識別票は何かに当たると外れるものですか。

先ほども述べたように手が触れた程度では落ちないような構造です。

あなたたちは原告の身体を持ち上げて居室から処遇室に連行しましたね。

はい。

原告を持ち上げて居室から処遇室まで連行する間、原告に動きや抵抗はありましたか。

原告は「これ誰の」と言ったので確認したところ、原告が眼鏡を握っている状態を確認しました。

原告の体を持ち上げていたわけですけれども、体に力は入っていましたか。

完全に制圧した状態で連行したわけではないので、四肢に力が入っておりました。

四肢に力が入っている状態は連行している間ずっとでしたか。

はい。

先ほど「これ誰の」と言っていたということですけれども、もう一度聞きま
すけれども、何を持っていたんですか。

原告が眼鏡を握ってるのを確認しました。

それを確認してあなたはどのように思いましたか。

原告が眼鏡を握ってるので、眼鏡は凶器になるので、他の勤務員や私
を含めて危害を加えるおそれがあるため、「器物損壊」と発言しまし
た。

その眼鏡をあなたはどうしましたか。

原告から取り上げました。

原告は連行中何か言ってましたか。

正確には覚えておりませんが、断続的に大声を発していました。

あなたたちは処遇室に入って原告をあおむけからうつ伏せにさせて、戒具、
すなわち手錠を手に掛けて制圧しましたね。

そのとおりです。

あなたが原告に対して手錠をした後、原告の抵抗の状態、例えば体の入
り具合とかはいかがでしたか。

原告をうつ伏せにして後ろ手錠をした直後は原告の抵抗が収まったの
で、一旦原告を座らせようと試みました。

座らせようとしたのはどうしてですか。

うつ伏せの状態だと原告に胸を圧迫するので負担が掛かるからです。

負担が掛かるというのは具体的にどういうことですか。

うつ伏せの状態で、原告がうつ伏せの状態だと単純に呼吸がしづらく
なるため、呼吸若しくは原告の抵抗が薄まっていたので、座らせて楽
にさせようとしました。

原告はそれに対し素直に応じましたか。

足を折り曲げて、上半身を起こすときになぜか原告は抵抗を始めました。

その後あなたたちは原告の上体を起こして座らせていますが、その間やその後の原告の様子はどのような様子でしたか。

原告に対して本件に至る薬の使用の求めなどについて担当勤務員若しくは他の勤務員が事情聴取を試みました。

それに対して原告はどのように答えましたか。

途中で自己主張なども述べるように会話が成立しなくなりました。

声の音量はどうでしたか。

断続的にどんどん大声になりました。

原告の上体を起こして座らせた後、あなたは原告の左の顎下を押さえましたね。

はい。

左の顎下を指で押さえることにより、このときの原告に対しどのような効果があると考えていましたか。

原告が大声を出し始めたので、防声する効果があると思いました。

なぜ顎下という部分。

人間の顎下の、正確に言えば両端の部分に痛みを強く感じる部分があります。そこを押さえると口に近いことから痛みによって瞬間に声を止めさせる効果があると習っています。

このような行為の最終的な目的は何になりますか。

大声を、原告の大声を止めさせ、職員の会話に応じるよう沈静化させる目的です。

あなたは原告が静かになった後、原告と話をする考えしていましたか。

はい。

あなたは原告が説諭を冷静に聞き入れることができる状態を作ろうとしている

たということですか。

そのとおりです。

あなたは原告を沈静化することとは無関係に、積極的に痛みを与えることを目的として原告の顎下を。

原告代理人（岡本）

異議があります。誘導です。

裁判長

いや、まだ質問終わってませんし、それは誘導かどうかちょっと分からないです。

原告代理人（岡本）

分かりました。

被告指定代理人（山口）

あなたは原告を静かにさせることとは無関係に、積極的に痛みを与えることを目的として原告の顎下を指で押さえたことはありましたか。

いいえ、先ほど申しましたとおり瞬間的に痛みによって防声する効果があると習いましたので、断続的に声を上げさせない目的ではありません。

裁判長

断続的に声を上げさせる目的ではありませんというのはどういうことですか。

言い間違いでした。断続的に痛みを与え続けるのが目的ではないので、確かに痛みによって一瞬大声をやめさせる効果がありますが、それが目的ではないので、飽くまで先ほど述べましたとおり会話に応じる程度に沈静化させるのが目的で、痛みを与え続ける目的はありません。

被告指定代理人（山口）

あなたは顎下を指で押さえた際に、原告に対し、痛いか、抵抗しないかと聞いていますが、これはどうしてですか。

先ほど言った頸の下の部分は人によってその効果がある場所がずれたりするので、その効果の具合と実際原告がほんとに痛いのかなどを原告の発声や態度によって確認のため発言しました。

あなたは先ほど沈静化させることができるとおっしゃいましたけれども、これ以上抵抗しないかっていうのはそれを確認していたということですか。

そのとおりです。

左の頸下を押さえると原告の大聲は止まりましたか。

いいえ、止まりませんでした。

その後、あなたは原告を静かにさせることができなかつたことから頸下を押さえる行為をやめていますが、それは先ほどおっしゃった。

原告代理人（大橋）

異議あり。誘導です。

裁判長

多分それまた細かく。

原告代理人（大橋）

失礼。誘導じゃないや。それはやめていますがっていうことが、言葉で説明が。

裁判長

それは質問は区切って多分聞いていただいた方が分かりやすいと思います。

原告代理人（大橋）

失礼。おっしゃるとおりです。

被告指定代理人（山口）

その後、あなたは原告を静かにさせることができなかつたことから、頸下を押さえる行為をやめましたね。

原告代理人（大橋）

それだったら誘導です。

裁判長

でも、それは主尋問なんでそこを余り細かく言ってもしょうがないんじやないですかね。どうぞ。

被告指定代理人（山口）

その後、あなたは原告を静かにさせることができなかつたことから、顎下を押さえる行為をやめていますね。

はい。

顎下を押さえる行為をやめたのは、先ほどおっしゃつたような目的が達せられなかつたからですか。

そのとおりです。

それで次はどのような方法を取りましたか。

原告をうつ伏せにして、左腕を押さえました。

その過程であなたは手錠に触れることがありましたか。

はい、ありました。

どうしてあなたが原告をうつ伏せにした後で、左肘を押す前に原告の手錠に触れる必要があつたのですか。

原告の手首の位置と両腕の状態を確認するためです。

そのような確認をしなければならないのはどうしてですか。

次に行う左腕を押す行為のために、人間には曲がる方向が限られてゐるので例えば手首が逆方向に回つた場合、必要以外にその手首も痛めてしまふ可能性があるため手首を確認する必要があります。

あなたはなぜ原告の左肘を押さえたんですか。

先ほどまでやつていた左顎を指で押さえる行為に効果が見られなかつたからです。

左肘は力を入れて押さえていましたか。

急激に力を入れると関節を痛め原告をけがをさせるおそれがあるため、

加減して押しておりました。

あなたは原告の左肘を押さえた後、あなたの右手を原告の背中やや中央上辺りに置いていますね。

はい。

このときの手はどのような状態でしたか。

原告の背中の上部分、首の骨の付け根の部分のくぼみに4本の指を拳にして、その拳をくぼみに押し込むような形です。

そのときあなたの右手の親指はどうなっていましたか。

原告の肩部分に触れていました。

あなたは右手の親指で原告の身体を押しましたか。

はい。

どのように押しましたか。

先ほど述べましたとおり、首の骨の付け根部分にくぼみがありますので、原告の抵抗が激しさを増していたので、そこを押すことによって原告の抵抗を止める効果があると訓練で習っていたからです。

背中を押した行為について聞いていますけれども、あなたは右の拳の親指以外の4本の指を丸めて背中に置いていて、親指は背中に。右手のどこの部分で押しましたか。

拳を作ってる4本の指です。

親指ではないということですか。

はい。

そのときあなたが原告を制圧していたのは何のためですか。

原告が体に力を加えて抵抗していたからです。その抵抗を制止する必要のためです。

その後入国警備官らが原告をあおむけにして上体を起こして座らせていますが、原告をあおむけにして起こしたのはどうしてですか。

原告に一旦沈静化が見られたからだと思います。

そのような沈静化が見られた原告に対してどのような対応をするつもりでしたか。

最初に述べたとおり、飽くまでも原告に対して本件について会話をするつもりでした。

起こした後の原告の状況はどうなりましたか。

直後は会話に応じるのですが、原告の自己主張を繰り返し会話にならない状態になりました。

声の状況はどうでしたか。

断続的に大声を張り上げるようになりました。

その後あなたは原告の後ろから原告の両肘から上腕にかけての部分を手で持ち上げましたね。

はい。

あなたは何のためにそのような行為をしたのですか。

先ほども述べてるとおり、原告の体に力が入って、我々の制止に応じない状態になっていたから、その抵抗を抑止する必要があるためその行為に出ました。

そのとき会話は成立していましたか。

原告との会話が成立しない状態だったため、原告を制止する行為をしました。

先ほどあなたは原告を沈静化させて会話するつもりだったとおっしゃっていましたと思いますが、そのような行為をしたときはそのようなことは考えていましたか。

すいません、もう一度お願いします。

あなたは先ほど原告を沈静化して会話をするつもりだったとおっしゃっていましたが、この行為をしたときは同じようなことは考えていましたか。

はい。原告が一旦体の力を抜くなど沈静化した場合は引き続き会話をする予定でした。

あなたは原告の両腕を上げた際にどのようなことに留意していましたか。

原告の両腕を上げすぎると、原告の胴、肩部分の関節に支障を来す場合があるので、けがをさせないことを念頭に加減して腕を押さえておりました。

両腕を持ち上げる行為をやめたのはなぜですか。

看護が入室したからだと思います。

裁判長

誰が入室した。

看守責任者が。

被告指定代理人（山口）

先ほどの両腕を上げた際に関節を痛める可能性があるという話でしたけれども、加減とはどのような加減の仕方ですか。

先ほども述べているように、急激に瞬時に上げたり力を入れすぎると原告の両肩の関節が、表現は正しくないですが、いかれる可能性があるので、そうならないために加減して力を加えておりました。

このような行為をやめたのは看守責任者が来たからという話でしたが、あとは看守責任者に任せることも多かったということですか。

もちろんです。

本件の制圧で原告に対して痛みが伴うものもありましたが、あなたは原告を痛めつける目的で一連の対応をしたのですか。

いいえ、違います。

当時そのまま原告を放置することはできなかったんですか。

原告を連行したのが処遇室という他の被収容者の生活する寮に近接する場所だったので、大声等を原告が出し続ければ、最初に述べた

ように他の被収容者の安眠を妨害するおそれもあり、さらに、原告の大声により他の被収容者が騒ぎ立てるおそれがあるので、そのまま放置することはできませんでした。

これまで原告の対応についていろいろと証言してもらい、あなたはそれぞれの場面で対応を変えていますが、当時原告を静かにさせて説諭を冷静に聞かせるためにそれぞれの場面において他に取り得る方法があると思っていましたか。

まず、第一に原告にけがをさせないのを念頭に、なおかつ効果的な方法だと思い最善の方法を選択しました。

被告指定代理人（本村）

先ほどあなたが居室で原告を制圧しなかった理由について、出すときに不都合があったということをお話しされたと思いますけれども、その不都合っていうのは具体的にどういうところになりますか。

原告が当時生活していた単独室は他の部屋に比べて出入り口が狭いので、手錠をしたままだと、手錠して持ち上げた状態で原告を連行しようとした場合、その出入り口から抜け出せないためです。抜け出せなくなると。

出口が狭いから出せないと、そういうことですか。

はい。

次に居室から処遇室へ連行する間のことなんですけれども、原告が眼鏡を持っていたと、そういうことがあったんですか。

はい。

それは誰の眼鏡になりますか。

原告自身がこれ誰のと言いましたし、原告は眼鏡を使用してなかったと思うので、勤務員の眼鏡が原告に奪われたものだと認識しました。

それとあと2点ほどなんですけれども、処遇室において原告をうつ伏せにさ

せたときに、手錠を確認したということがありましたか。

はい。

このとき手首のことを確認しているというところがあるかと思うんですけども、もう一回その辺り、手首とか手錠とかそういうのを確認した理由について教えていただけますか。

先ほど述べましたとおり、次に行った左腕を押すという行為は原告の関節を固定する行為なので、原告が後ろ手錠になってて、手錠により両手首は固定された状態のままでした。その状態で原告の手の甲の部分が背中についてる状態だと人間は普通に肘を曲げることができます。ただし、原告の背中に手のひらがついてるような状態だと、自然に肘を曲げさせることができず、手首の関節も痛めるからです。

そうすると、手錠とかで手首の関節とかその他関節を痛めないようにするために確認したと、そういうことになりますか。

そのとおりです。

最後、あなたが原告の両腕を持ち上げたところについてだけ1点だけ確認させてください。あなたは両腕を持ち上げた際に関節に支障を来さないようにしたと、加減したと、こういう話をされてましたね。

はい。

それについてはどういう加減をしましたか。

先ほども述べましたとおり、急激に引き上げたりすると原告の関節を即座に痛める可能性があるため、加減して持ち上げるようにしていました。

他に何か角度とか気に入としたことはありますか。

原告も含めて肩の可動域は人それぞれなので、原告の肩を痛めない程度で固定できるように加減をしております。

原告代理人（岡本）

不服申出の原因になったこの事件が起きた翌日、事件経過の報告書が作られましたよね。

はい。

あなたは副看守責任者として内容を確認しましたよね。

正確には担当副看守責任者ではないので、確認しておりません。

不服申出がされてから結果が出るまでの間、調査のために入管の総務課から電話でヒアリングを受けてませんか。

受けております。

ヒアリングで事実と異なることを話したりはしましたか。

いいえ、してないと思います。

このヒアリングが不服申出がきっかけでされたものだということは分かつていましたね。

電話のヒアリング自体が行われたときは、不服申立てが出たかどうかは記憶にありません。その後だったのか前だったのかは記憶にありません。

では、昨年の2月にも東京の入管でヒアリングを受けましたね。

去年ですか。

去年です。

裁判長

本件に関してという御質問ですか。

原告代理人（岡本）

はい、本件に関してです。

記憶が定かではないですが、いつですか。

昨年の2月12日金曜午前。

覚えておりません。

では、昨年の5月にこの事件の再現をする現場に立ち会いませんでしたか。

立ち会っております。

その再現はあなたの記憶どおり再現されましたか。

使用した居室の構造が本件原告の部屋とは若干異なっておりましたが、
ほぼ事実どおり再現できているものと思います。

では、例えば原告の動きとかあなたの動きについては正確な再現がされたと
いう理解でよろしいですか。

はい、そうです。

再現写真を撮った場面の状況は覚えていたんですね。

はい、そうです。

そのとき識別票を奪われたときの状況も再現しましたよね。

はい。

写真の順番が蹴られる前なんですけれども、時系列は識別票が奪われる前と
いうのは蹴られる前ということは記憶にそのときあったんですか。

先ほど法廷で述べたとおり識別票をどこで取られたかは覚えておりま
せん。

どこで取られたかは覚えていないけれども、再現はあなたの指示どおりされ
たということですか。

被告指定代理人（本村）

異議がございます。これについて多分乙28を前提に御質問されてるかと思
うんですけども、それはよろしいですか。

原告代理人（岡本）

はい。

被告指定代理人（本村）

これについて立ち会った職員については職員は複数名立ち会っておりますの
で、そのことについてこのかたがそう言ったという前提というのは前提とし
て不適切かと思いますので、誤導になるのではないかと思っております。

裁判長

異議の趣旨は、乙28の再現はAさんの記憶だけじゃなくて他のかたの記憶にも基づいて再現されたものだから、乙28の再現が全てAさんの記憶に基づくという主張が前提を欠いてるということですか。

被告指定代理人（本村）

そうです。看守者としてAと入国警備官ということで1枚目に記載がありますので、そのところでこの人はこう証言したと、この人がお話ししたかどうかというところについては、前提としてそれだとおかしいのではない

かと。

裁判長

そういう前提で質問してください。

原告代理人（岡本）

その前のこちらの尋問での供述で、既にそのとおり再現したということと、識別票を取る場面の再現もされたと、立ち会ったということは証言として出ているので、今のは連続性から見ると誤導ではないと思います。

裁判長

Aさんに確認しますけれども、去年の5月に再現をしたこと覚えてますよね。

はい。

その再現のときにあなたが覚えてることは覚えてるとおりに言ったということですね。

はい。

あなたが覚えていないことについて他の人が覚えていたことってありましたか。

本件制圧、本件制止等に関わった勤務員は他におりますので、総合で再現したんだと思います。

あなたの識別票がいつ落とされたのかということについて、この再現のとき

あなたは何か自分の記憶に基づいてしゃべりましたか。

いいえ。ただいま法廷で述べたとおりいつ取られたかは分かりませんが、処遇室のときに勤務員から居室で落ちてたといつてもらったので、返してもらったので、居室で落ちたんだというのを認識しております。そのあなたの同僚はこの再現には立ち会っていたんですか。

立ち会っていたと思います。

その人はあなたの識別票がいつ落ちたのかについて再現のときにしゃべってましたかどうか記憶にありますか。

発言したかどうかは記憶にはないです。

そういう前提でお願いします。

被告指定代理人（本村）

乙28を作成した際には、時間はここに書いてある、例えば写真12ですと0時01分から1時47分って書いてあって、その後でも例えば15も、1秒から1分47秒という記載がありますが、これは別に時系列で同じ時間帯にあった出来事、この時間帯の出来事っていう趣旨で作ってませんので、御質問の前提として12と15というのは前後関係というのは特にこちらとしては意識してるものではないんですけども。

原告代理人（岡本）

そこはもう尋問で先ほど前後関係は明らかでないと出ているので、最新の尋問の前提とはなってない。

被告指定代理人（本村）

それであればそれが分かるように御質問いただきたい。それはこういう順番ですよねということであれば、それは前提が違うと。そもそも乙28号証と違うということになると思うんです。

原告代理人（岡本）

最新の尋問は別に蹴られる前という話での前提での尋問の仕方ではなかった

と思うんですけども。

被告指定代理人（本村）

というのはどうを言っておられる。

裁判長

原告からの尋問に対する回答ということですか。

原告代理人（岡本）

私が質問した内容はそういう前提ではなかつたと、最後。

裁判長

認識の違いがあるようなんで、その質問をもう一度繰り返してもらつていいですか。

原告代理人（岡本）

いえ、ただ、裁判官から今尋問を得られたところでこちらとしては十分と考えています。では、居室にいたときのことについて改めてお聞きします。居室のこの事件当日来られたとき、手袋は着けていませんでしたよね。

はい。

着けなかつた理由はなぜでしょうか。

最初から原告の抵抗は予想しておりましたが、最初から制圧、制止するつもりではなかつたからです。

その後手袋を着けたのは、原告を制止、制圧するためだという理解でよろしいですか。

そのとおりです。

具体的に何をしようとしたんですか。

原告の右腕を小手とりの上、腕固めにしようとした。

腕固めとはどういうことですか。

原告の右腕をくの字にして、背中側に回す行為のことです。

それは原告の腕を引っ張って引き上げようとしたときのことでしょうか。

被告指定代理人（本村）

引っ張ってというのはどのタイミングの。

原告代理人（岡本）

失礼しました。あなたが「暴行」と発言する前のこと、後のこと、どちらのことと指してますか。

原告から暴行を受けた後です。

最初はデニスさん、原告を部屋から出るよう説得していたんですよね。

はい。

説得ができないと考えたから腕をつかんで部屋から出そうとしたんですよね。

はい。

腕をつかんで連れていくことは違法ではないんですか。

飽くまでも原告の連行を促しただけなので、違法ではないと思います。

では、原告の意思に沿って腕をつかんでいたということでしょうか。

被告指定代理人（本村）

異議があります。証人の答えと今の尋問はずれつていて誤導に当たると思います。

原告代理人（岡本）

承知しました。では、デニスさんが自発的に出ていくようにあなたとしてはどんな話をしたんでしょうか。

最初に担当副看守責任者が処遇室に行くよと原告に声を掛けしておりましたが、それに従わないため、まずは原告の手に触り行くよと断続的に声を掛けましたが、応じないためやむなく原告の右腕を両腕でつかんで、さらに連行を促していました。

デニスさん、原告から部屋から出る理由を説明してほしいと言われませんでしたか。

居室に行った時点でもう最初の会話の相手は飽くまでも担当副看守責

任者だったので、私は一切発言しておりません。

裁判長

質問をもう一回お願いします。それから質問の趣旨が発言をかぎ括弧で聞いているのか、そういう内容のことを聞いてるのかちょっと今御趣旨がよく分かんなかつたかなというのもあるんです。

原告代理人（岡本）

原告は居室にいるときに自分が部屋から出ていかなければいけない理由を説明してくれという趣旨の発言をしませんでしたか。

しておりました。

それで誰かあなたを含めた職員が説明をしましたか。

何度も述べてるよう最初に担当副看守責任者が、居室では話をしない、処遇室で話そうと原告に指示をしております。

では、あなた自身は説明はしなかつたということでよろしいですか。

はい、そのとおりです。

他に説明した者はいましたか。

何度も言うよう最初に指示をしております。他の勤務員は私を含めて原告の連行を促していただけです。

あなたの考えでは説明がされてない状況でも説得は十分だという認識だったんですか。

被告指定代理人（本村）

異議がございます。説明がされてたということでもう既に証言されてると思いますので、御質問の趣旨がちょっと不明になるかと思ってるんですけども。

原告代理人（岡本）

分かりました。では、そのときに原告があなたたちのことを怖がっているとは思いませんでしたか。

いいえ、思っておりません。

甲 3 3 の 3 の映像を示しますので許可を求めます。

被告指定代理人（山口）

被告としては、原告が動画を利用して質問する場合に今おっしゃられたように規則の 116 条 1 項の裁判所の許可を得て必要な範囲で示していただきたいと考えていますので、裁判長が許可するかどうかを判断する前提として、原告には動画を示す理由を明らかにしていただきたいと考えております。

裁判長

原告代理人、いかがですか。

原告代理人（岡本）

それは、まず、要件になるのかを裁判所の解釈をお聞きしたいんですけども。

裁判長

尋問の中で裁判所が許可するかどうかの判断は、そこを含めて裁判所は判断することは当然かなと思いますけど。

原告代理人（岡本）

当時の原告の発言内容などを聞いていただいた上で、今改めて原告が怖がってる様子かどうかという本人の認識を確認したいと思います。

被告指定代理人（本村）

当時のことについて御尋問いただくものかと、証言としては当時の状況を証言いただくものかと思っており、今の認識というのを聞いてもそれは証言事項から外れると思う。意見にはなると思いますし、そういう意味であればこちらとしてはお示しいただくのはどうかなと、それについて控えられたいということになります。

裁判長

今、原告代理人がおっしゃったのは当時の認識を聞こうと思ってたっていうことなんじゃないんですか。

原告代理人（岡本）

そうですね。失礼しました。映像をお見せすることで当時の状況を確認することで、その記憶というのが正しいか。

原告代理人（大橋）

当時の認識を喚起するためということです。当時の認識に関する現在の記憶を喚起するという形になると。

裁判長

本件で若干居室でのやり取りも時間のあることの中で、どこの場面のことかというところを空中戦で言葉でやっていても裁判所としては分からぬこともあるので、その場面を特定して証人の記憶を喚起するということ自体は意味のあることだと思いますので、その限度で示していただくことは構わないと考えます。

以下の尋問と陳述のうち、「甲第33号証の〇を再生する」との記載をした箇所は、裁判長の指示により、原告代理人がDVDを再生し、裁判所、被告代理人及び証人がその映像を視聴した。

原告代理人（岡本）

甲第33号証の3を再生する

今の場面ではあなたは原告が怖がっているというふうに認識していましたか。
いいえ、しておりません。

蹴られたとされるときのことについてお聞きします。先ほどの話だと、あなたはおなかを蹴られてすぐに暴行と声を上げたということでよろしかったでしょうか。

はい、そのとおりです。

声を上げたときあなたは原告のどこをつかんでたという話でしたか。

原告の右腕を両腕でつかんでました。

蹴られた前からつかんでたということでよろしいですか。

原告に蹴られた前からという御質問でしようか。

おっしゃるとおりです。

はい、そのとおりです。

蹴られたことで手を離したりつかんだままだったりということはどうでしょ
うか。

手を離すことはありませんでした。

蹴られたときにあなたは声、悲鳴などの痛みの声を上げたことはありました
か。

ないと思います。

こういうふうに暴行を受けた場合すぐ「暴行」と発言をするんでしょうか。

明らかに暴行と認識できたので、他の勤務員にもその事実を知らせる
必要があります。

そうすると、あなたが暴行と発言したのはこの1回だけということで記憶は
合ってますか。

はい。

これ以外に暴行を居室内で受けた記憶はありますか。

いいえ。

あなたは当日原告が金玉を握ったという発言をしていませんでしたか。

どこの場面でしようか。

処遇室に移された後、看守責任者が来た後にこのような発言をしたか覚えて
ませんか。

処遇室ですか。

失礼しました。看守責任者が来た後に、その当日原告の前であなたが原告に
対して金玉を握ったんじゃないかという趣旨の発言をしませんでしたか。

被告指定代理人（本村）

よろしいでしょうか。多分動画で写ってるところなんで確認ですけれども、保

護室ではないですか。要はその発言をした場所が保護室に移した後で確か、私も記憶がちょっと正しくないかも知れない。保護室でそういうのが。

原告代理人（岡本）

いずれにせよ原告の前で原告に対して金玉を握ったんじゃないかという発言をしませんでしたか。

発言はしております。

発言はどちらですか。

しております。処遇室かどうかでは定かではありません。

あと、手錠を使った理由には原告から暴行を受けたということがあったということですよね。

はい。

他に原告に手錠を使った理由は何かありますか。

原告から暴行を受けただけではそれは隔離の理由にはなりますが、それで原告の抵抗がなければ戒具の使用までは踏み切りません。その後にも原告の激しい抵抗に遭ったため戒具の使用もやむなしと判断しました。

意図的であると考えたから暴行だというふうに発言したということですか。

先ほど「暴行」という発言をしたのは、原告の蹴ったのが意図的だと感じたから「暴行」だと声を発言したんですか。

そのとおりです。飽くまでも偶然ではなく足の裏で押し返された感触があるからです。

部屋の居室から処遇室に移動中、「器物損壊」って叫んだのはどなたですか。

私だと思います。

この器物損壊は意図的な、原告の意図的な行為だと捉えたんですか。

そのとおりです。

それは原告が何を意図的にしたというふうに考えたんですか。

先ほども述べたとおり、原告はその当時眼鏡を使用してなかつたとの記憶がありましたので、他の勤務員の眼鏡を原告に奪われたものだと思つてそう発言しました。

それは奪つたのが原告が意図的だったということでしょうか。

もう既に原告が握つておつたので、意図的に奪われたものと思ひます。

そのとき原告は「これ誰の」という発言をしたということは覚えていりますか。
覚えております。

その発言を聞いた上で意図的だと考えたということでおろしいですか。

正確には発言を聞いただけでは暗かつたので分からなかつたんで、その事実、その発言があつた後に何を言つてゐるのかを確認をしました。
確認とはどういったことを確認したということですか。

連行の最中で原告が発した言葉なので、発声した当時、瞬間に原告が何をしてゐるか認識できなかつたので、視線をずらすなどして原告が何を言つてゐるかを認識するため原告の方を見たら、原告が眼鏡を握つてゐるのが確認できました。

それが意図的に奪つた理由として、なぜそれを目撃すると意図的に奪つたと推測するんですか。

何度も言うように、原告がこれ誰のと言つてゐる以上原告自身のものではない。つまり勤務員の誰かのものを故意的に奪つたものと認識したからです。

では、居室での話に戻します。あなたは説得を諦めた後に原告の腕を触つて居室を移動するよう促したという方針に切り替えたんですよね。

被告指定代理人（本村）

説得についてはこのかたはされてないですよね、証言だと。

原告代理人（岡本）

失礼しました。

裁判長

そういう前提の質問でお願いします。

原告代理人（岡本）

はい。その場にいた職員が説得をするのをやめて、原告を腕を触って居室から出していくよう促すように方針を変えた。これは誰が決めたことですか。

原告の居室に入る前に打合せをしていたからです。

それで結局説得を断念したと、そちらに切り替えるというのはどういう基準で切り替えることにしていましたか。

何度も述べるように、最初に担当副看守責任者が「行くよ」と声を掛けて行かない以上、それに抵抗してるものとなるんで、次の段階に進んだままでです。

暴行とあなたが声を上げる前に、今おっしゃった方針の切替えについて誰か指示の発言をされてましたか。

明確に担当副看守責任者が指示をしております。「処遇室に行くよ」と。

では、処遇室に移った後のことについてお聞きします。処遇室に移ってから、まず、原告をうつ伏せにしましたよね。

はい。

このうつ伏せにするのは何のためでしょうか。

手錠を後ろ手錠にする、後ろ手錠を施すためです。

なぜ前でなく後ろ手に手錠を掛けることにしたんですか。

原告の抵抗が激しかったからです。

抵抗が激しいとなぜ後ろ手錠が効果的なんでしょうか。

原告の抵抗を抑止するのに最も効果があると考えました。

部屋に入った後、原告が四肢に力を込めたから手錠を掛けることにしたと、

こういうことではないんですか。

被告指定代理人（本村）

多分それだと分からぬと思いますので、部屋を特定して質問していただけますか。

原告代理人（岡本）

分かりました。処遇室に原告を連行した後も原告が四肢に力を込めたことが手錠を使った理由だと、こういう説明をしたことはありますか。

誰に対してですか。

入管の若しくはこの訴訟での不服申出以降にこの事件について受けたヒアリングの中で、このような説明をしたことはありますか。

私が原告が四肢に力を込めていたので手錠を施したことですか。

裁判長

そうじゃなくて、原告に手錠を掛ける、戒具を使用するとその判断をしたのは、居室にいるときに、戒具を使用しよう、だけど、居室だといろいろと不都合があるから処遇室に行ってから戒具を使用することにしようというふうに居室の段階で決めたのか、それとも処遇室に行ってから決めたのかと、そういうことですか、代理人が聞きたいのは。

原告代理人（岡本）

そうですね。

居室で原告から暴行を受けたので、さらに、暴行を受けた事実については隔離事由に当たりますが、その後、仮定の話になりますが、例えば原告が抵抗がなければ戒具の使用までは踏み切らなかつたものと思ひます。ただし、原告は激しい抵抗があつたので、戒具の使用もやむなしと考えたのは私です。

裁判長

考えたのはいつ、どこで。

居室でです。

実際に戒具を使用することになったのは処遇室で、原告が抵抗をやめなかつたからと、そういうことですか。

原告の抵抗という部分はそこまでに至るまでに激しい抵抗があつたので、例えば勤務員の力を緩めたり手錠を施さないままだと原告が再び暴行など暴れだす可能性が高かつたので、手錠をするのはやむなしと考えております。だから、継続して考えております。

そういう前提でお願いします。

原告代理人（岡本）

処遇室に連れていったとき、原告は手足をばたつかせたりはしていましたか。

目に見えた抵抗はありませんでしたが、完全に脱力したわけではなく、体の腕や足に力が入った状態でした。

それはあなたは処遇室に入ったとき、原告のどこかを持っていましたか。

右腕を持っていたと思います。

右腕を持った状態でそのようだと感じたということですか。

そのとおりです。

甲33の9の映像を示します。許可を求めます。理由は今Aさんがおつしやっていた力を込めているという状況がこのときの状況で合つてゐるかという証人の供述明確化の趣旨です。

裁判長

処遇室での話ですね。

原告代理人（岡本）

はい。

裁判長

許可いたします。

原告代理人（岡本）

甲第33号証の9を再生する

今の状況が原告が力を込めてたときの状況という理解でよろしいですか。

そのとおりです。

その後も手錠を掛けた後も制圧は行われたことがありましたよね。

はい。

手足を押された中で原告の首まで押さえていましたよね。あなた以外の職員が原告の首を押されたことはありませんでしたか。

首を押されたのではなく、頭部を保護するために頭部を押させております。

頭部を押さえることにはどのような意味があるんですか。

頭部を押さないと原告から頭突きを食らうおそれがあります。

原告にこのとき抵抗するなという話をしていますよね。

はい。

抵抗するな以外具体的にこういう行動に出るなど、若しくはこういう行動をしろというような他の言い換えはしませんでしたか。

被告指定代理人（本村）

すいません、このときっていうのがどのときを指しておられるのか。

原告代理人（岡本）

分かりました。でしたら、そのことを明確化する意味で甲33の12を示したいと思います。

被告指定代理人（本村）

場所を、まず、特定していただかないとそれが明確になるかどうかこちらとしては分からないと。

原告代理人（岡本）

処遇室内のことですので。

裁判長

甲33の12の映像を示すということなんですね。

原告代理人（岡本）

はい、おっしゃるとおりです。

裁判長

はい。

原告代理人（岡本）

甲第33号証の12を再生する

このときは原告は、まず、首痛いと発言してますよね。

はい。

裁判長

首が痛いとは今言ってない。

原告代理人（岡本）

失礼しました。このとき、今の映像の中でも頭突きの危険はあったという理解でよろしいですか。

頭突きの危険性はないんですが、自ら頭を床に押し付けて自傷するおそれがあるからです。そのため他の勤務員が頭部を押させております。では、処遇室に移動したことについて話を聞きします。処遇室に移動させた理由は他の収容者の安眠を妨げるおそれがあったからということでしたよね。

被告指定代理人（本村）

処遇室に移動させる必要があったことについては、先ほど原告さんをここではできなかった、制圧できないということで御証言いただいてたと思うんですけど、それとは違う前提でお聞きになっておられるということですか。

原告代理人（岡本）

そちらの尋問の最初の方で処遇室に移動させるのは安眠を妨げるおそれがあつたからという話。

被告指定代理人（本村）

それはどの段階での話を。一番最初のときにそう思つたっていう話なのか、それとも実際に連行するときにどうしようと思ったっていう話なのか、そこは区別できないと証言として答えようがないと思うんですけど。最初の段階で思ったことなのか。

原告代理人（岡本）

分かりました。処遇室に連行した後うつ伏せからあおむけに原告を倒しましたよね。

はい。

原告の上体を起こしましたよね。

はい。

この起こした後に原告の口をどなたか職員が塞いだことはありましたか。

覚えておりません。

このような被収容者、原告のような立場の人の口を塞ぐ行為というのは必要な行為ですか。

いいえ、口は塞いでいないと思います。

先ほどの首筋を押したことのことについてお聞きします。首筋に痛点があるということでしたよね。

はい。

痛みを与える意図はありましたか。

先ほど述べたとおり瞬時に痛みにより大声を止めさせる効果があるためです。

何でそこを押すと声を止める効果が生じるんですか。

痛みが強いからです。

この直前原告は何を発言していましたか。

正確に覚えておりません。

「やりすぎ」という言葉ではなかつたですか。

覚えておりません。

あなたは原告に対して「うるさいな」という発言をした覚えはありますか。

覚えておりません。

首を押し始めた後、原告は痛いと言っていましたか。

被告指定代理人（本村）

すいません、首を押し始めたというのはどの場面を指しておられるのかが。

先ほど首は押してないっていうお話をされてたので。

裁判長

頸の下の痛点を押したときの話を聞いてるっていう趣旨でいいですか。

原告代理人（岡本）

大丈夫です。頸の下の痛点と言い換えますけれど、頸の下を押し始めた後、

原告は痛いと言っていましたか。

はい。

それを聞いてあなたは押す行為をやめましたか。

いいえ。原告は以前にも痛くないのに痛いと大げさに騒ぐときがあり

ましたので、先ほども言ったとおり痛みが効いてるのかどうかを原告

の反応や発声状態を確認するため発言しておりました。

あなたとしては指を離すタイミングはどういうふうにやめようと考えたんですか。

どの時点でしょうか。

頸の下を押し始めた後どういう反応が得られれば指を離すことがよいと考えたんですか。

2回その行為をしてるんですがどの時点のことを言ってるんでしょう。

2回というのは処遇室に移った後2回この痛点を押したということですか。

はい、そのとおりです。

では、供述明確化のために甲33の13を示したいので、許可を求めます。

裁判長

何の場面ですか、それは。

原告代理人（岡本）

顎下を押さえる場面です。

裁判長

どうぞ。

原告代理人（岡本）

甲第33号証の13を再生する

あなたとしてはこのとき原告がどういう反応をしたらやめるべきだと考えたんですか。

この少し前に右顎の部分を押してある状態では原告は素直に、「はい」と言って、「はい」という意思表示があったので、「抵抗しないか」という問い合わせに対し、「はい」という意思表示があったので、その場ですぐやめてるので、そのため2回目に対してもそのような発言があるかどうかを見極めています。

「抵抗しないか」という言葉に「はい」と言わなければ、「はい」と言うか言わないかがやめる基準だったということですか。

発言だけではなく、原告の四肢の力の入り方も慎重に判断しております。

先ほどの話だと、この顎下を押すことは習ったということでしたよね。

はい。

どこで習ったんですか。

訓練で習いました。

訓練というのはどこの訓練ですか。

護送官訓練です。

それは入管庁が行っている訓練の一環ですか。

そのとおりです。

あと、この後のことについてもお聞きしたいのですけれども、あなたが先ほど原告の背中に指を食い込ませたという話をしていましたよね。

被告指定代理人（本村）

異議があります。指を食い込ませたことはないという証言いただいたものと記憶しておりますが。

裁判長

首の付け根のくぼみの辺りに4本の指を押し付けたときの話をしてるんですか。

原告代理人（岡本）

こちらとしてはそのおっしゃってる行為が映像のこの行為なのかというのを確認をしたいので、その点含めて供述明確化の意味で映像を示させていただきたいと思います。

被告指定代理人（本村）

取りあえず動画を示す前提から、まず、さっきの質問自体は撤回されたということでおよろしいですか。

原告代理人（岡本）

そうですね。では、供述明確化の意味で甲33の15を示したいと思います。

裁判長

明確化するのは今私が聞いた4本の指のときの話ということでよろしいですか。それとも違う話。

原告代理人（岡本）

それがこの映像のこの部分で合ってるかどうかということを。

裁判長

分かりました。どうぞ。

原告代理人（岡本）

甲第33号証の15を再生する

今の原告の首の下に右手を触ってるのはあなたの手ですか。

覚えていません。

先ほどあなたが証言していた首の下の指を食い込ませたというのは、こここの部分ではないということですか。

被告指定代理人（本村）

異議があります。先ほどそのような証言、首の下に指を食い込ませたというところの話っていうのはちょっと違う。この映像とは明らかに違うと。

裁判長

じゃあ、それは違うっていうふうに答えてもらえばいいように思いますが。

被告指定代理人（本村）

分かりました。

原告代理人（岡本）

では、質問の場面を変えます。あなたは原告の手錠の輪っかと輪っかをつなぐ鎖を持って、それを引っ張り上げる形で原告の手首を引っ張ったことはありますか。

引っ張り上げるわけではなく、手首を確認するため一瞬だけ持ち上げました。

こここの鎖の部分を持ち上げると、手首に手錠が食い込みますよね。

そのため一瞬でやめております。

そのときにあなたは、「痛いか、痛いだろ」という確認の言葉を発言しましたか。

覚えておりません。

では、実際にあった発言についてAさんの発言かどうか確認したいので、甲33の14を示します。

甲第33号証の14を再生する

今の「痛いだろう」という発言はあなたの発言ですか。

被告指定代理人（本村）

「痛いだろう」っていうのは、今、私の方からは「痛いか」っていうのは聞こえたんですけど、「痛いだろう」って言ってもありましたか。

原告代理人（岡本）

一番最後の「痛いだろう」って私聞こえたんですけど。

裁判長

自分は途中の「痛いか」は聞こえましたが。じゃあ、もう一回お願ひします。

原告代理人（岡本）

甲第33号証の14を再生する

では、「痛いか」の発言はあなたの発言ですか。

はい。

「痛い」と原告が叫んだのは聞こえてましたよね。

この当時認識があったものかは覚えておりません。

鎖を引っ張り上げる行為っていうのはどういう効果があるんですか。

先ほど述べたとおりその次の行動に入るためです。

では、その後の行動についてお聞きします。あなたはこの後原告の後ろ手にした腕を上方向、上半身方向に締め上げる行動には出ませんでしたか。

・・・その前に左腕を押しての行為があると思いますけど、そこは聞かれていませんことによろしいんでしょうか。

はい、そのとおりです。その前提で結構です。

裁判長

今の質問に対する答えをお願いします。

両腕を上げた行為はあります。

原告代理人（岡本）

後ろ手を締め上げたときに、デニスさんは。

被告指定代理人（本村）

よろしいですか。表現の問題とは思うんですけど、後ろ手を締め上げたんじやなくて、証人は両腕を上げたということで先ほどおっしゃったと思うので、その方向で。

原告代理人（岡本）

両腕を上げたという目的は何ですか。

原告の抵抗を抑止するためです。

抵抗をこの行動でどうして抑止されるんでしょうか。

原告の両腕を上げた場合両肩の関節に負担が掛かるようになります。

そのためその痛みを一瞬与えることによって抵抗が抑止できるものと考えております。

腕を上げる前に、原告は「痛い、やめて」といった発言をしていませんでしたか。

原告の発言を正確に覚えておりません。

では、痛い、やめてという趣旨の発言をしたかどうかは覚えていますか。

覚えておりません。

原告代理人（大橋）

この日の出来事の中で原告が体をばたばたさせて暴れたという記憶がありますか。

処遇室からの映像を確認していただければ分かりますが、断続的にそのような行為をしていると思います。

処遇室以降において体をばたばたさせていたという認識だということなんですね。

目に見えてばたばたをしたわけではありません。他の勤務員が原告の四肢を押さえた状態でなおも抵抗を続けるという状態をばたばたと表

現したものです。

原告が四肢に力を入れたというのは、四肢に力を入れて動かそうとしていたのですか、動かさないようにしていたのですか。

原告の気持ちを述べろという質問なんですか。

その判断がつかないのであればその判断がつかないで結構ですが。

原告ではないので分かりません。

そうすると、原告は体を動かさないように力を入れていた可能性もあるわけですか。

原告ではないので分かりません。

先ほどの証言の中で、痛点、頸下の痛点を押す方法について訓練で指導を受けたというふうに御証言なさいましたか。

はい。

それから、腕を後ろ手に手錠した状態で腕を上げる手法についても訓練で身につけたというふうにおっしゃいましたね。違いましたか。もじそうでないんだったら改めて聞きますけれども、その手法についても訓練で身につけましたか。

手錠を施すと手首の確認をしろとは訓練で習っておりまます。

そうすると、今回のように後ろ手に手錠をした状態で腕を上げるような方法については、訓練で受けたことはないけれども自分で考えたんですか。

腕を上げるのが目的ではなく、手首の位置がズレた場合どうしても手錠を持ち上げる方法、必要があると思うんです。

もう一度聞きますから、もし次に適切に答えなかつたら回答を拒否したとみなしますけれども、先ほどあなたも。

被告指定代理人（本村）

今の尋問はさすがに威圧的な尋問に当たると思いますので、ちょっと表現は工夫していただきたいと思います。

裁判長

どの場面のことと聞いてるかがちょっと誤解がある可能性があるので。

原告代理人（大橋）

それでは先ほどあなたは原告の腕、後ろ手に手錠をされた両腕を上げて肩に負担を掛ける状態にしたということは、はつきり証言しましたよね。忘れましたか。

どの時点で証言しましたか。

私聞き間違いですか。

聞き間違いだと思います。

肩に負担の掛かる状態にしたというふうにあなた証言しなかった。

被告指定代理人（山口）

場所を特定していただき、どういう状態の。

原告代理人（大橋）

じゃあ、動画で特定すればいいですか。動画で特定すればいいですか。他の方法が。

被告指定代理人（河本）

裁判所に申し上げますけれども、先ほど裁判所からどの場面か特定してくれという話があったので、姿勢の移り変わりがあると思います。姿勢で特定していただければきちんと場面は特定できるものと考えています。

原告代理人（大橋）

先ほどのこの証人は腕を上げることによって肩を負担を掛けるんだという、そういう証言をしたと僕は記憶してるが、それは間違いですか、僕の。その場面は特定できないですか。もし特定できないんだったら動画で特定した方がもっと分かりやすいと思うが、駄目ですか。

先ほど証人は手錠を引き上げたかという質問ではなかったですか。両腕を持ち上げたという質問ではなかったと思います。

違います。両腕を上げたと言ったんです。手錠がある状態で。

裁判長

その点はあなたが質問を聞き間違えたと思います。手錠を上げて腕を確認したときの話じゃなくて、両腕を持ち上げたときの話を代理人は聞いてます。そういう前提で答えてもらっていいですか。

分かりました。

原告代理人（大橋）

じゃあ、両腕を持ち上げたという場面であればどの場面を指してるか分かりますか。

分かります。

その方法については誰かから習ったわけではないんですか。

訓練で習いました。

入管の訓練ですね。

もちろんです。

そうすると、他の職員もその訓練を受けてるんですね。

もちろんです。

その訓練の仕方について今は全く変わったというふうに聞いていますか。

被告指定代理人（本村）

異議があります。本件との関連性が不明です。

裁判長

いや、それはあるから聞いてるんだと思うんですが。

原告代理人（大橋）

はい、あります。不服申立ての、必要な措置がなされなかつたことに関しての尋問です。

裁判長

そういう趣旨の尋問だと一応裁判所は理解してますので続けてください。

原告代理人（大橋）

そのような訓練は今でも行われてるんですか。

具体的にどのような行為のことを指しているんでしょうか。

裁判長

あなたがおっしゃった。

両腕を持ち上げる。

後ろ手の両腕を持ち上げる。

その訓練は引き続き行われています。

原告代理人（大橋）

それから首の頸の下の痛点を押す方法に関しては。

それは不服申立てで理由がありとなされたので、行われていないと認識しています。

それは何か具体的な通達が発せられたかどうかあなたは御存じですか。

通達までは承知しておりません。

もしこの裁判で首の痛点を押すことが違法性がないというふうに判断されたとしたら、入管は再びそういう訓練を始めるだろうか。

裁判長

それはこの警備官に聞くことかどうかっていうのはどうですか。

原告代理人（大橋）

分かりました。じゃあ、撤回しましょう。首の痛点を押すことについて最後に1つだけ確認したいんですが、痛み、防声の効果、声を防ぐために痛みを与える。普通は痛がらせると「痛い」というふうに叫ぶ、原告のように「痛い」と叫ぶと思うんだが、そうじやなくて声が発せられなくなるというのは、反射的に、もっと強い痛みのために反射的に声が止まるという、そういう理解でよろしいんですか。

そのとおりです。

それぐらいの痛みを与える痛点だということなんですね。

原告代理人（岡本）

この事件の当時原告が複数回既に問題を起こしたという認識だったということでおろしいですか。

はい、そのとおりです。

複数回の問題行為っていうのは、複数回の制止行為ということですか。

隔離事案も含まれます。

複数回の隔離事案ということもあったということですか。

そのとおりです。

被告指定代理人（本村）

あなたはこの本件当時「器物損壊」という発言をしたことがありましたね。

はい。

器物損壊っていうと普通何かが壊れたときに聞くかと思うんですけども、このとき眼鏡っていうのは壊れてたんですか。

眼鏡は壊れておりませんが、原告が握りしめていたので眼鏡を壊されたと認識したので、そういう発言をしました。

この事件のときにあなたは手で口を塞ぐということはやっていましたか。

いいえ、しておりません。

手で口を塞ぐということも防声の方法になるかと思うんですけど、そういう方法を取らないのは何か理由があるんでしょうか。

原告からかみつかれたり、もちろん口を塞ぐ行為は窒息させるおそれが高いので、そういう行為には出ておりません。

最後1点聞きます。金玉をつかまれたという発言をあなたがこの事件当時にしたということがありましたね。

はい。

それはその発言したのはどうしてですか。

すいません。質問の趣旨が分かりません。どうして。

じゃあ、質問を変えます。金玉をつかまれたという発言をしましたが、このときに金玉つかまれたことってあったんですか。

ありました。

それはどこになりますか。場所はどこですか。

原告が私におこなった場所という意味ですか。

そういう趣旨でそういう質問です。

処遇室です。

処遇室でどういう状態のとき、あなたがどういう体勢のときにそういうことがあったんですか。あなたまたは原告がどういう体勢のときにそういうことがあったんですか。

私が原告を背中側から両腕を持ち上げてるときに原告に私の陰部をつかまれました。

裁判長

入管の訓練で収容者を制圧する訓練とか指導あると思うんだけども、これをしちゃいけないっていう禁止行為みたいなそういう指導を受けたことはありますか。

はい、あります。

例えばどういうことですか。

第一に原告を含めた被収容者、被退去強制者にけがをさせてはいけないのが大前提です。

抽象的なことじゃなくて具体的に、例えば口を塞いではいけないとか、何かそういう具体的な行為として禁止事項の指導はありましたか。

具体的に禁止技ということですか。

はい。

入管の逮捕術教本で逮捕術に使用できる技というのが限られているの

で、それ以外は緊急やむなしの場合以外は使ってはいけないと訓練を受けています。

以上

裁判所書記官印

証人調書

(この調書は、第14回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和元年(ワ) 第21824号
期日	令和4年11月11日 午後1時15分
氏名	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は、裁判長の許可を得て在廷した。

陳述の要領

別紙反証書のとおり

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の ちか
も隠さず、偽りを述べないことを誓

います。

氏名



被告指定代理人（山口）

乙第43号証を示す

こちらはあなたが署名・押印したもので間違いありませんか。

はい、間違いありません。

内容については陳述書記載のとおりで間違いありませんか。

間違いありません。

あなたは本件当時、看守責任者として勤務していたということでおろしいですか。

はい、そうです。

看守責任者は、処遇事務室で収容施設内全体の状況を把握しながら看守勤務者全体の指揮を執っているということでおろしいでしょうか。

はい、間違いありません。

あなたは原告について処遇困難な被収容者であると認識していましたね。

はい、認識していました。

具体的に原告はどのようなところが処遇困難の被収容者だと認識していましたか。

他の被収容者とトラブルを起こしたり、大声を、看守勤務者に対して反抗的な態度を取ることが度々あります、数々の制止事案、隔離事案があったと記憶しています。

原告が処遇困難であるという認識は、原告の対応に当たる看守勤務者には共有されていたものでしょうか。

情報を共有していました。

では、本件当時の状況についてお聞きします。まず、あなたは本件当時原告について看守勤務者からどのような連絡を受けましたか。

一番最初の報告としては、原告が大声を上げている、扉を蹴っているということの報告を受けております。

そのときあなたはどこにいたんですか。

処遇事務室にいました。

処遇事務室からは原告のいた居室の3寮の様子は確認できるのですか。

テレビモニター、監視カメラのモニターを確認して見ることができます。

それで原告の居室内は見えますか。

居室内は見ることができません。

あなたは看守勤務者からの連絡を受けて、どのような指示をしましたか。

先に原告が大声を上げてたっていうことと扉を蹴ってたという報告があつて、まず、そちらの3寮に収容されていたんですけども、3寮の方へ応援に行くように処遇事務室にいた副看守責任者や看守勤務者に対して指示をしています。

3寮とは原告の居室があるところですか。

そうです。

あなたは看守勤務者から原告がどのような理由で騒いでいると聞きましたか。

併用禁忌薬である、パンセダンという常備薬があるんですけども、そちらの交付を求めて大声で叫んでいたっていうこと。

あなたは原告の薬の要望に対し看守勤務者から薬剤師に確認した上で説明するという報告を受けましたね。

受けております。

薬剤師に確認した結果どのような回答がありましたか。

結局は禁忌薬ですので交付することはできないというような回答を受けています。

あなたは薬剤師の回答を受けどどのような指示をしましたか。

その説明を本人に対して、原告に対してしてもらうんですけども、本人が求めていたものが交付できないということで抵抗するというか、

また大声を出し続けて交付を求めるっていうことが予想されましたんで、もし大声を出して騒ぎ続けるんであれば処遇室に出した上で説明なり指導なりするよう指示しております。

あなたは看守勤務者に対して原告について処遇室で対応するよう指示したのはどうしてですか。

当時この事案の発生が消灯後の夜間だっていうことがありましたので、当然大声を出されると他の被収容者の迷惑になりますし、安眠の妨害にも当然なりますので、騒ぎ続けるんであれば処遇室の方へ出していくということで指示をいたしました。

原告は看守勤務者の説明を聞いてどのような状態になりましたか。

大声を出し続けていました。

あなたはそのような原告の状態を見て居室前で対応を続けるとどのような問題があると思いましたか。

当然安眠妨害ということもありますし、そしたらもう騒じょうに発展するという懸念もありました。

原告はすぐに処遇室まで移動しましたか。

いや、時間が掛かっていたと記憶します。

あなたは当時なぜ原告の運行に時間が掛かっていると思いましたか。

それは原告が抵抗しているんだなというふうに感じておりました。

そして処遇事務室にいたあなたに対して、原告に対応していた看守勤務者から原告の抵抗について報告がありましたね。

はい、ありました。

それはどのような報告でしたか。

職員が腹部を蹴られたっていう報告と、あとは胸に着けてる識別票つていうのがあるんですけども、それを奪われて投げ捨てられたっていうのと、あと、帽子ですかね、職員の帽子を取られて、それも投げ捨

てられたっていうような報告を受けています。

その報告に対してあなたはどのような指示をしましたか。

暴行っていうのを、そのような職員に対する暴行っていう報告がありましたので、もうこれは隔離してくれっていうふうに指示しております。

隔離以外に指示したことはありますか。

抵抗が激しいようであれば戒具を使ってもいいという話は、指示はしております。

あなたはそのような指示の後、処遇室に行きましたね。

はい。

あなたはなぜ処遇室に行ったんですか。

ちょっと連行、時間が掛かってたっていうこともありますし、処遇室に入って戒具をするところまで私は確認していたと思うんですけども、その後もなかなか隔離先に移動しないような状況だったんで、ちょっと早く隔離先に連れていってしかるべき措置を執りたいということで、私が直接行って指揮を執ろうと思って現場の方に向かいました。

裁判長

前提として戒具を使用したとこまでは確認していたというのは、それはモニター越しに確認していたがということですね。

そうですね。

被告指定代理人（山口）

緊急隔離の隔離先とは処遇室ではなくて別の部屋ということですね。

そういうことです。

あなたが処遇室に到着したときの原告や看守勤務者らの状況はどのようなものでしたか。

抵抗していたと記憶しております。

具体的にはどのような抵抗をしたんですか。

大声を出し続けておりましたし、制圧行為にあたっていた職員がかなり抵抗があったのか制圧行為がずっと続けられていたので、抵抗していましたと感じていました。

あなたは到着後、まず、どうしましたか。

隔離事由を再確認しております。

あなたがこれより前の時点で緊急隔離の指示をしていますが、どうしてこのとき再度看守勤務者に対して隔離事由を確認したのですか。

隔離は暴行と職務執行妨害なんですけれども、そういった現場に私直接いたわけではないんで、一応念のためということで職員に対してこれは何でやってるんだっていうふうな確認をしています。

そのような確認に対して相手の看守勤務者はどのように答えましたか。

暴行というふうに答えたと思います。

あなたは現場の状況を見て、なぜ原告を隔離するのに時間が掛かっていたと思いましたか。

それは原告が抵抗を続けていたからだと思います。

隔離事由を確認した後、それで隔離することを原告には伝えましたか。

伝えています。

それ以外に原告と話はしましたか。

いろいろ話はしていたと思います。

具体的にはどのような話をしましたか。

原告が我々が連行に際して有形力を使ったっていうことにずっと暴力だ、暴力だというふうに訴え続けていたんで、それは違うんだよっていうような説明をしていたと思います。

会話は成立していましたか。

なかなか会話のキャッチボールができないような状況で、一方的に

自己主張を続けるような状況が続いていたと記憶しています。

あなたは原告の訴えに対してどのようなことを述べましたか。

原告の訴えに対して。

まず、原告はどのようなことを言ってますか。再度お聞きします。

私は暴力を受けたというような訴えをずっとしていたと思います。

そのような訴えに対してあなたはどのように回答しましたか。

それはあなたが連行に応じないから手を取ったんだよとかですね、触れたんだよっていう話はしていたと思います。

その後隔離するわけですけれども、原告に対して隔離先に移動するよう促しましたか。

促しました。

その後原告はどうなりましたか。

最初はなかなか応じてくれなかつたんですけども、自分で歩いていくような態度を示しましたので、歩かせていくことにしました。

原告は説得に応じて自ら歩いて隔離先へ向かったということですか。

はい、そうです。

隔離先は当初は7寮単独室として予定していたものを7寮保護室に変えたのはどうしてですか。

移動中もですね、結構大声で叫び続けていたということもありましたし、ちょっと興奮状態が続いていたので、このまま普通の隔離室にというか、単独室に入れてしまうと、物を壊したり、それだけがをしたりするおそれがあったんで、保護室の方に連れていくことにしました。

単独室と保護室とはどのように違うんですか。

保護室は全く突起物が極力ないような造りになっておりまして、例えば興奮して壁を殴ったり蹴ったりしたとしても、壁が柔らかい素材でできてるんで、ダメージが少ないというかですね、そういった身体保

護を目的としたような造りになっております。

当時あなたは原告を保護室に隔離せずそのまま初めの原告がいた居室に残していた場合、どのような状況になっていたと思いますか。

安眠が妨害されて、若しくは騒じょうに発展したと思います。

あなたは原告を保護室に収容後、経緯を報告書にまとめるように副看守責任者に指示しましたか。

指示します。

なぜ報告書の作成が必要となるのですか。

当然特異事案、有形力の行使もありますし特異事案ということで報告書を作成するのが一般的なことです。

報告書は誰に報告するための書面ですか。

所長宛てに報告することになっています。

報告書はいつまでに作成する必要がありますか。

なるべく交代前に作成するようにしております。

勤務交代の時間は何時ですか。

翌朝の8時30分です。

そうすると、迅速に作成する必要があるわけですね。

それはそうです。

本件について原告から不服申出があり、理由ありとされたことはあなたは知っていますね。

知っています。

どのようにして知りましたか。

首席入国警備又は統括からそのような話があったと記憶しています。

それを聞いてあなたはどのように対応しましたか。

巡視などの場においてこういった事例があったっていうことと、不要な、相手を痛めるような、不必要的痛みを与えるような制圧の方法

は取らないようになっていうことの注意はしております。

原告代理人（大橋）

本件の事件以後もあなたは看守責任者だったんですか。

そうです。

問題のある被収容者という言い方がなされてたと思うんですが、問題のある被収容者については有形力の行使の基準が異なることがあるんですか。

異なるということはありませんけども、警戒はします。

あなたの先ほどの証言だと、モニターを御覧になることはできるんですか。

そうです、はい。

あなたのいらっしゃった部屋はお名前が何でしたっけ。

処遇事務室です。

処遇事務室には廊下かホールの天井に備え付けられてるカメラからの映像を見ることができる。

そうですね。

処遇室の中にカメラは備え付けられてるんですか。

処遇室の中にもカメラがあります。

処遇室の中にもカメラがあるんですか。

はい。

そうすると、その映像もこの件では存在するんですか。

処遇室のカメラはあるかと思います。

あなたはその処遇室のカメラの映像も御覧になることができるんですか。

できます。

できてたんですか。

はい。

御覧になってた。

なってたと思いますね。

裁判長

先ほど戒具を使用するところまではモニター越しに確認してたっていうのは
そういう前提の証言ということでいいですか。

そうですね、はい。

原告代理人（大橋）

それ音声も聞こえるんですか。

音声も聞こえてたはずです、はい。

そうすると、処遇室での出来事は基本的には把握できてたんですね。

そうですね。真上からの撮影になってたと思うんです。ちょっと見え
方は全然変わるんですけども。

居室の中の状況を見ることはできないんですね。

それはできないですね。

居室の中での出来事についてあなたが最初に情報を得たのは、どういう形で
情報を得たんですか。

情報を得たのは電話ですね。

電話ですか。

はい。

それは誰からあなたへの電話。

看守勤務者なんんですけど、誰っていうのはちょっと覚えていません。

いつの時点だかは分かりますか。

居室に、副看守責任者たちが居室に入った後ですね。

居室に入った後。

はい。恐らく連行するために入った後なんんですけど。

その電話ではどういう情報をあなたは受け取りましたか。

職員が腹部を蹴られたという、暴行を受けたっていう話と、識別票を
奪い取られて投げ捨てられた、あと帽子を取られて投げ捨てられたつ

ていう話だけを聞かされました。

その1人の看守勤務者が今の3つの情報をあなたに与えたんですか。

そうです。全部1人の職員からです。

その人は先ほどの入国警備官A以外の人ですか。

以外の人です。

その人が誰であるかは調べれば分かるんですか。

当時は副看守責任者ではないっていうふうな認識だったんですけども、当時もこれ誰だろうって。看守勤務者には間違いないんですけども、3寮から電話あったっていう記憶しかございません。

確認しますけど、当時この居室の中には副看守責任者が2人いたんですよね。

いや、もっといたと。

もっといたんですか。

3人ぐらいいたような僕は記憶してるんですけども。

先ほどのAさんもそうだし、他の場所に関する副責任者もいた可能性が高いということですか。

そうですね。ただ、配置がどうなってたかっていうのはちょっと私は申告は受けてなかつたですね。

誰が報告をしたかは今もって分からいんですか。

看守勤務者っていうしか私は覚えておりません。

それは事後的に確認もしてないんですか。

電話をしたのは誰だっていうことですか。

はい。

それ私は確認しておりません。

識別票が外れた件、帽子が外れた件について、どのような態様で外れたかということについて報告を受けた記憶がありますか。

どのように。

記憶があるかどうか教えてください。

それはないですね。

蹴られたということについてはどのような態様であったかについて、更に具体的な報告を受けた記憶がありますか。

どういう過程で蹴られたっていう話はなかったと思いますが、もうすでに私が連行を指示しておりましたので、連行中に蹴られたという認識でいました。

連行しようとしたことに対して蹴ったんじゃないかということですか。

そうですね。

それはただ一応推測になるんですね。

そうですね。

どの程度の蹴る力かとか、どんな位置関係かとかいうのは全くあなたは情報を得てなかつたんですね。

程度についてはちょっと分かりません。

その後居室内での出来事について情報を得たのは、次に得た情報はいつだか覚えてますか。覚えてなければいいです。

覚えてないですね。

緊急隔離措置について決定をしたのはあなただという理解でいいんですか。

そうですね。私が指示したのは間違いないです。

あなたが指示をしたというのはどの時点であったというふうに特定すればいいのか。

暴行を受けた、腹部を蹴られたっていう報告を受けたときにそのように指示します。

その指示はどのようにして入国警備官たちに伝わるんですか。

3寮から電話がありましたので、3寮にいる看守勤務者が指示を受けて、それを副看守責任者らにちゃんと報告してたと私は確認しております

ます。

そうすると、先ほどおっしゃった電話をしてきた人に、副看守責任者に伝えるようにということで緊急隔離をせよというふうにあなたがそういう趣旨のことを伝えたということですか。

そういうことになります。

そうすると、あなたの緊急隔離の決定の根拠の事実というのは、その電話における情報だけということで理解していいんですか。

そうです。

後に、直後には、実際に隔離する前にビデオの映像などを確認したりはしなかつたんですか。

隔離する前にですか。

実際に本人に対して隔離措置を実施する前に、あなたがビデオの映像を確認したりというそういう作業は普通に行わないんですか。

それはちょっとしなかったです。

一般に行わないんですか。

余裕があればするかもしれませんけども、当時は私はしていないです。この当該被収容者が後ろ手に手錠をされて制圧されている状態でも、動画を確認する余裕はなかったという判断だったんですか。

そうですね。通常のとおりですと、所長に報告して隔離の承認をいただいた上で隔離を言い渡して隔離するっていうのが、通常の隔離の手続なんですけれども、今回は緊急隔離、そういういったいとまがなかつたという状況での隔離ですので、そういういた作業はできなかつた。

しかし、緊急隔離とおっしゃるが、あなた自身は現認してないんですよね。

そうですね。

その場合に動画を確認したりという作業は普通に行わないんですか。

その場ではしてなかつたです。

いえ、普通行うんですか、行わないんですか。

そういうた普通がどうであるかというのは、ちょっと私には分からな
いです。

行う可能性もある。

そうですね。

あなたが部屋に入ったときに、ちょうど原告が周りに入国警備官に押さえられた上で入国警備官Aによって後ろ手に手錠された両手を上に上げられていたときにあなたが部屋に入ってきたというふうに認識してるんだけど、それで間違いないですか。

はい。

その手法、後ろ手に回された手を、両手をね、上げる行為、これはやはり肩に負担を掛けて痛みを発生させるわけですよね。

痛みは伴うということですね。

こういう方法は入国管理局の訓練において指導されることなんですね。

いえ、肩の関節を固定して制圧する方法というはあるんですけども、今回のように手錠をした状態っていうのはちょっと訓練ではしたこと
がありません。

今最初におっしゃった訓練で行ってるっていうのは、床に押さえつけた状態で腕を決めると、そういう意味ですか。

そうです。逆を取るというかですね。

逮捕の方法としてということですか。

それに似たような形になりますね。

被収容者の発言を抑えるためとか抵抗を抑えるために、苦痛を手段としてそういう効果を狙うと、そういうことで両腕を締め上げるというようなことはこれは訓練で行ってないことなんですか。

その辺りのというか、肩関節の可動域、人それぞれ違うので、やっぱ

り反応を見ながら、ちゃんと固定されていなければそれなりに。

今の質問の趣旨が分かりませんでしたか。

はい。

分かりませんでしたか。

どういったところですか。

そういう手法が訓練として行われてるかどうかを質問しました。

被告指定代理人（本村）

そういう手法のところからもう一回。

裁判長

ちょっと指示語が分かりにくいくらいのことだと思いますので。

原告代理人（大橋）

被収容者、逮捕のときにではなくて被収容者に対して、発言を防ぐ等の目的のために肩、両腕を後ろ手の状態で持ち上げて痛みを与えて、その効果を感じさせるという、そういうことの訓練は行われてるんですか。

それはしていないです。

いない。

していないです。

ついでに聞きますけど、顎下の痛点が存在するのはあなたは御存じですか。

私は知らないです。

そうすると、入国管理局の訓練の中で顎下の痛点を押して声を発するのを防ぐような訓練というのも行われてないってことなんですか。

訓練、大きく普通の逮捕術訓練というものと、送還を担当する者たちがする訓練っていうのがちょっと異なるんですね。私はそういった訓練は受けておりません。

裁判長

今の質問はあなたが訓練を受けたかどうかではなくて、入管においてそういう

う訓練をしてるかどうかっていう質問だと思うんですけど、あなたは何か御存じですか。

その送還、護送送還訓練という訓練を私は受けたことはないので、具体的な内容もちょっと私は分からぬということなんですね。

代理人が質問した方法に限らず、訓練の内容はあなたは御存じないということですか。

そうですね、はい。

原告代理人（大橋）

護送送還と被収容者に対する処遇とでは訓練の部門が違うと理解していいんですか。

部門が違うというか、そうですね、部門は違いますね。処遇をする部門と送還を担当する部門は異なります。

そうすると、処遇における有形力行使に関する訓練の中にそういう訓練は含まれていないはずだということが、あなたの御認識なんですね。

そうですね。

護送送還の訓練の中に含まれてるかどうかはあなたは分からぬ。

はい。

あなたその現場を見たときに、これはやりすぎだと、過剰な有形力の行使だと思いましたか。

原告がずっと抵抗して続けていたので、当時としてはやむを得ないのかなと思っておりました。

「これ何でやってるの」っていうふうに質問したってあなたおっしゃいましたよね。覚えてらっしゃいますよね。

はい。

「これ」って何のことですか。

これ、制圧です。

つまり腕を締め上げてることではなくて、制圧全般のことを聞いたということですか。

全般です、はい。

緊急隔離の理由を聞いたということではないんですか。

確認したってことになります。

暴行というふうに答えられたんですか。

暴行というふうに職員が答えて。

具体的な暴行の内容を確認する必要はなかったんですか。

再確認ですね。あらかじめもう暴行の内容は聞いておりましたので、

そのときは再確認という意味で、暴行だねっていうことで。

乙第8号証の10を示す

これは日にちが平成31年1月30日かな、つまりこの本件で問題となってる事件の12日後の書類なんですけれども、これ同じ原告の。

本件ではないんですね。

本件ではない。これは府内診療後の3寮Bブロック前の身体検査において、身体検査をしている職員の左肩を右手で突き飛ばし、もって職員に対して暴行したものである、で隔離措置。これ御記憶ありますか。

こういった暴行結構あるんで、原告がしたっていうのはちょっと覚えてないです。

あなたとしては記憶がない。

はい。

被告指定代理人（本村）

よろしいですか。今、本件とは違う日のことを御質問されておりますけど、それは本件と何の関係があつての。

原告代理人（大橋）

第一に、先ほどの話からすると本人が問題のある被収容者であるということ

で、その根拠として度々隔離措置を受けていたということ。第二に、今のように隔離措置の前提として暴行ということが認定されるについて、こちらとしては余り具体的な態様を確認しないままに判定してるんじゃないかというふうに考えておりまして、本件でもその疑いが大きいんじゃないかと。この件について別の資料がまだあります。それを次に指示して更に尋問したいと思っています。

裁判長

質問の御趣旨は分かりましたけれども、第一の点であれば、本件暴行以前の処分のことを示さないと意味がないので、これは後のことだから示すんだつたら別のものだと思うのと、あと、暴行を具体的に認定しないで隔離したんじゃないかということに関しては、この報告書の記載で聞くのがいいかどうかっていう問題はあるかもしれませんけど。

原告代理人（大橋）

続けていいですか。

裁判長

なお乙8の10で質問されますか。

原告代理人（大橋）

いえ、乙8の10に記憶がないんであればそれで。ただ、もう一つだけ聞きたいんだけども、このときもあなたは看守責任者なわけですよね。

このときですか。

この1月30日。

今見せていただいた。

はい。

ちょっと1月30日の記憶がないです。

あなたがこのとき看守責任者であったかどうかの記憶がないということですか。

被告指定代理人（河本）

前提においてもちろん交代勤務とかもあるわけなので、そこが前提としてどうかっていうのを確認した上でしないとちょっとやや誤解が生じると思うが。

原告代理人（大橋）

そうすると、この第3寮に関して看守責任者として任務に当たる可能性のある人はあなた以外にもいたんですか、このとき。

それは当然、はい、おります。

何人いたんですか、看守責任者は。

私の班には私以外に次席の副看守責任者がいたんですけども、私がいないときは次席の副看守責任者が看守責任者として勤務します。

その人が判断をした場合には次席副看守責任者と表示されるわけではなくて、看守責任者として表示されるんですか。

そうですね。

甲第3号証を示す

じゃあ、確かにあなたが関与しないのかもしれない。一応、もし記憶がなければ仕方がないということで示しますけれども、甲3号証、後ろから3枚目かな。これ1月30日、このときの報告書らしいんですが。なるべく適切に概要を説明しますけれども、先ほどのように診療を終了し3寮への連行を開始したと。不満を述べて、同人、原告ですね、右手で看守の左手を軽く払いのけた。その後現場の人たちはこのまま居室に原告を戻したんだが、別の看守、名前は分からぬんですけどね、看守から特別区処遇担当統括入国警備官に対して暴行の状況の報告を受けた。さらに、その報告を受けた看守責任者が原告が暴行したということで精査したところ、暴行が確認というふうな認定になって隔離処分を受けたと。

裁判長

後ろから2枚目の事案概要の（2）と（3）のことをおっしゃってるわけで
すね。

原告代理人（大橋）

そして最後の報告のところは（4）に書かれています。最後に指摘したいのは、この甲第3号証の最後のページの4、その他の（2）です。現場にいた人たちは暴行事案と認識しておらず、また、恐らくこれは被害者相当の人だと思うんだけど、暴行を受けた者が報告を受けていなかつたため、デニズを帰室させたものであるというふうに。こういうことが何かあった記憶はないですか。

そうですね、私はないです。

そうすると、あなたじゃないのかな。この件で不服申立てが行われて、結果理由ありとなつたのは当然御存じですよね。

はい、知っております。

その後でそれに基づいてこれから何らかの改善をするようにという通達なり指導なりをあなたが受けたことはありますか。

私は今回の事例があつたということと、制圧する際においては不必要な痛みを与えないような制圧の方法を取るようにというような注意喚起を受けて、それを部下の方に説明しています。

本件でどんな有形力の行使が行われたかについては、具体的に示されていた記憶がありますか。

裁判長

「示されて」というのは誰が誰に示されていたという御質問ですか。

原告代理人（大橋）

その指導の中で。

その指導の中で具体的にこういうことだつていうふうには説明はされてたかどうかっていうのはちょっと記憶ないです。

不必要な痛みを与えないというのは、本件では具体的にどういうことをすればよかったです、あるいはどういうことをしてはいけなかつたということについて、あなたが理解したことを教えてもらえますか。

手錠をされた状態で腕を、後ろ手錠ですかね、で腕を上げるような行為です。そちらの行為と顎の下のところを、それを痛点とおっしゃつてましたけども、痛点を押すような、痛みを伴うような行為をすることについて、不必要なこと。

そうすると、あなたの理解としては、今回の不服申出の結果を踏まえて、後ろ手に手錠をした状態で両腕を上に上げるような行為は禁止されたと、あなたは理解しているということですか。

そうですね。

それから、痛点を押す行為も禁止されたというふうに理解しているということですか。

そうですね。

そうすると、あなたの部下といつていいんですかね、あなたの下にある警守たちには2つの行為はしてはいけないというふうに指導しましたか。

2つの行為、具体的にしたか、こういった行為、こういった行為っていうふうに指示して指導したかというのは記憶ないです。

じゃあ、どういう内容、どういう具体的な指導をしたのか。

余り痛みを、不必要的痛みを与えるような行為、余り基本的に手錠した状態で腕を上げる行為っていうのは訓練でもしておりませんので、そういういたようなやる人はいないと私は思っていました。

そうすると、この入国警備官Aが特殊な行動をしたということですか。

応用したっていうふうに私は理解しております。

応用。

はい。実際に肩の関節を固定するっていう制圧方法というのはあります

すので、それを応用したっていうふうに私は理解しております。
そうすると、今回のことがなくても、本来やってはいけないことをやったと
いうふうにあなたはおっしゃってるんですね。
やってはいけないことを。それは結果としてそういうふうな理由あり
りっていう判定が下されたので、こういった行為をやってはいけない
というふうな感じで受け取っております。
このような方法が他の人が取ってるか取ってないかということを、入管は調
査したんでしょうか。

訓練では関節を固定する方法というのは訓練でやるのですけれども、
状況によっては応用するっていうことも十分あり得ると思うんですね。
いつも同じ体制で。
あり得るかあり得ないかではない。実態としてそういうことが行われてるか
どうか、入国警備官A以外の人がこういうことを行ったことがあるかどうか
を調査したかっていう。そういう調査したかという事実を聞いてます。

本件と同じ行為ということですか。
本件と同じ行為でいいですよ。痛点を押す、あるいは後ろ手の手錠の両手を
上に上げる、そういう手法が過去に行われたことがあったかどうか、調査し
たかどうかです。

調査されたというのは私は記憶ないです。
入国警備官Aが過去に行ったかどうかはどうですか。

それも私は知らないです。
知らないんですか。
私はやったという報告を受けておりません。
少なくともあなたはあなたの部下たちに、少なくとも具体的に痛点を押す、
後ろ手に手錠をされた状態で両腕を上げる、これは禁止だって言うことはあ
なたは可能ですよね。それはしないんですか。

痛点という言葉自体今までに聞いたことがなかったんで。

少なくともこういうことは特異、異常な行動なのでやってはいけないということを、この件の不服の申立て、結果があった以上、それは指導して当然と思うんだが、それはしないんですか、具体的なことで。

「不必要的痛み」としか私は指導しておりません。

必要な痛みというものがあると考える人がいたらどうしますか。

必要な痛み。

必要な痛みを与えているんだというふうに。

必要な痛みというか、関節を固定してるので、固定されてない状況、自分では関節を固定したと思っても甘ければ自由に動けるような状況になるんで、更に関節を締めるという、上に上げるような行為に入ってしまうんですけど、それは痛みは伴うとは思います。

被収容者が声を上げるのを防ぐために痛みを与えて黙らせるというようなことは禁止だということを、明確に言うことすらできないですか。

大声を上げさせないため。

声を出させないため。それはできるんですか。

大声を上げさせないための制圧方法っていうのが、まず、私は分からぬんです。

声を上げさせないために、そういう目的で痛みを加えるというようなことはあなたの考えの中には存在しないということ。

そうですね。防声で、送還で大声を出して送還が失敗したっていう事例があって、防声をどうしようかっていう話をされてたのは分かるんですけども、ただ具体的にそれがどうなったかっていう結果については私は知りません。

逆に被収容者の処遇の中で声を上げさせないために痛みを与えるというようなことは、あなたの考えているルールというか、手法の中にはあり得ないこ

となんですか。

の中ではその方法は思い出せないというか、思い当たらないです。

やってはいけないことだとは思いませんか。

いや、防声はしたいんですけども、どういう方法が最も適当なのか、

今の私は承知してない。

もう一回聞きますが、防声をしたいがために苦痛を与えるということはある得る、許されることだと思いますか。

被告指定代理人（本村）

異議がございます。重複ですし、意見とか議論にわたってると思いますので。

原告代理人（大橋）

分かりました。結構です。

裁判長

保護室と他の単独室の違いですかね、突起物があるとかないとか壁が柔らかいというのは、保護室と何との違いでしたっけ。

隔離先としては保護室と単独室、隔離のための単独室というのがあるんですけども、その違いを説明したので。どちらも隔離室ではあるんですけど。

他に保護室と単独室の違いってありますか。何かルールなどを見ると、保護室に入るのは24時間以内にしましょうとか、常時モニターしましょうとかあるみたいですが、他に何か例えば自由の制約を伴うとか、何か保護室に入れることで違いつていうのは生ずるんでしょうか。

大声を上げるっていうことに関しては保護室の方が有効的だっていうのありますね。

有効なのは防音効果が高いと。

防音効果があるっていうことですね。

隔離中も一定の範囲で面会ができたり、外部と電話できたりはできるわけで

すか。

はい。

そういうた処遇面で単独室に入る場合と保護室に入る場合で違いがありますか。

処遇面ではほとんどないかと思います。

「ほとんどない」って何かあるんですか。

制限する場合もあります。余りにも興奮状態が収まらないとかですね、連行できないような状況であれば、もしかしたら面接、面会なんかを制限する場合はあり得ると思います。

それは保護室に入れたから直ちにというよりも、保護室に入れた上でなお情勢を見て場合によっては更に制限するという御趣旨ですか。

そうです。基本的にはないっていうことになります。

この原告について隔離中に執行面接というのがされたみたいなんですけれども、執行面接ってどういうものですか。

執行面接というのは、一般的には帰国の意思確認であるとか、旅券であるとか、帰国情費の有無なんかを確認するための面接だと認識しています。

隔離を継続するかどうかとか処分とは関係ない話だということですか。

それとは関係ないと思います。

以上

裁判所書記官印

証人調書

(この調書は、第14回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和元年(ワ) 第21824号
期日	令和4年11月11日 午後1時15分
氏名	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反証書のとおり

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の ちか
も隠さず、偽りを述べないことを誓

います。

氏名



原告代理人（大橋）

甲第31号証を示す

これはあなたの御署名・御捺印ですよね。

はい。

これは内容を確認した上で署名・捺印しましたね。

はい。

ただ、ちょっと、5ページの14項「2019年12月の終わりに、デニスと、デニスの弁護士から連絡があり、2019年1月に」って書いてあります、ここはちょっと間違いなんですね。前後関係からするとこれはどう訂正すればいいんですか。

2020年です。

後の方の2019年1月っていうのを2020年の1月ですね。

はい。

他はよろしいですね、このまで。

はい。

あなたと原告、同居生活は、収容されたり同居したりということが続いているみたいで、通算で何年になるか分かりますか。最初の同居は何年だったんですか。

3年ちょっとぐらい。

今回の同居、仮放免後の同居は何年になりますか。

2年過ぎましたね。

あなたから見て原告はどんな性格ですか。

家族思いの優しい人です。几帳面できれい好きで、おとこ気のある人だと思います。人なつこいところもあります。

粗暴性を感じたことがありましたか。

ありません。

原告が暴力を振るうのを見たことがありましたか。

ありません。

この同居の合計5年間であなたに対して怒ったっていうことぐらいはあるんでしょう。

手を上げられたこと、ございません。

怒ったこともないんですか。手を上げられたこともないんですね。

手を上げられたことも一度もありませんし、どなりつけられることもありません。

あなたに対して大きな声を出すようなこともないんですか。

ないです。ありません。

陳述書には多少しつこいしいうるさいところがあるっていうふうに書いてあるけれど、それは具体的に言うと例えばどんなときに感じたことなんですか。

とにかくよく気がつくし、気の回る人でしたので、窓を全部閉めといってって私が頼まれたのにしてないと、ずっと、ずっと窓閉めてないつてずっと閉めるまでずっと言ってるんで、私が何かをしようとするとき先に気がついて言葉がどんどん來るので、しつこくてですね。

原告自身が閉めたりはしないで、閉めといてって言ったんだから閉めてくれと言ひ続ける。

そうです、はい。

ただ、原告は刑事裁判を受けたことがありますね。

はい、あります。

1回目の裁判についてもあなたは何かの関わりがあるんですね。

はい、あります。

この事件というのは実際に原告が暴力を振るった、つまり相手をたたいたとかそういうことがあったかどうか、あなたは聞いてますか。

聞いておりません。

陳述書だと相手から示談の要求を受けたというふうに書いていますが、これは具体的にどんな状況だったんですか。あなたが覚えてることを教えてくれますか。

相手から私に示談金を100万払ってほしいっていうことを言われて。相手、被害者本人があなたにそういうふうに要求してきたんですか。

そうです、はい。私、結婚する前の話です。

相手がどんな人かについてあなたが覚えてることはありますか。

面識もないかたです。

例えば外国人なんですか。

同じ国のトルコの国のかたでした。

その1回目の裁判のときに原告が相手に対して暴力を振るったか振るわないかは判明しませんけれども、裁判になるようなことを行ったその動機については何か御存じですか。

まず、彼と私が一緒にいたときに相手から電話がありまして、私はトルコ語が分からないので一緒に彼と聞いていたんですが、女性を軽蔑するようなことを私に言いました。彼はそれを聞いてもちろん怒りました。トルコの国では男としてこれを黙っていられない。もう私は相手のところに行かなければいけないと言っていました。

そのとき本人は大変興奮した状態になった。

いえ、家を出掛けるときに、行つてきますと冷静に。

自分たちの国のルールを守ってるだけみたいな感じなんですか。

そうです。でも、ここは日本だからって。

と言ったんですね。

お話ししたんです。

2回目の裁判というのはあなたが同居していたときに起きたことですよね。

はい、そうです。

前回3年間の同居生活の間で、原告はお酒を飲んでいたんですか、日常的に。
いえ、家では晩酌、アルコール飲みません。その頃は飲んでいません。
全く飲んでいるのを見たことがなかったんですか。

はい、家では飲まないです。

そのときは何か飲酒、泥酔して事件を起こしたというふうに書かれていますけれども、あなたとしては、そうすると大変珍しい事態だったわけですか。

はい。

それで当時に、この事件の当時ですかね、自殺未遂を警察の留置場で行ったことがあったんですか。

はい、ございます。

それは動機はどういうことだったか分かりますか。

私は留置場に離婚届を差し入れしました。彼に渡していただくようお願いしました。彼の元に見てる前で渡されてるのを見ました。その晩だったと思います。

そのことが動機だったんですか。

そうです、はい。

そのことがあった後であなたが面会したと思うんだけど、その直後の面会の様子を覚えてますか。覚えていたら教えてください。本人は何か病的な様子とかありましたか。

ございません。

それはそういうことではない。

はい。離婚の話は彼が自由になって私と同じフェアな立場になったときにゆっくり話し合おうって私決めましたので、もう普通に面会に行きましたから彼も普通でございました。

今回裁判になってる2019年1月の件、その後2019年1月の事件の後まだしばらく収容されていましたね。

はい。

その間に自殺を図ったということがあったかどうか、あなたは知っていますか。

知らなかつたです。後から聞きました。すいません。

後からっていうのはいつ頃のことだか覚えてますか。仮放免になった後のことですか。

なる直前ですか。

出る直前に。それは本人も周りの人もあなたに伝えなかつたということですか。

はい、そうです。そういうことがたくさんあつたっていうのを入管の方からは何も教えてくれませんし、本人も余りのひどさに私に口にすることもちゅうちょしたんだと思います。

それで仮放免になったのが一昨年ですね。

はい。

約2年前。この2年間の間に原告は自殺未遂をしたことがありますか。

あります。

何回あつたか分かりますか。

3回あります。

陳述書では渋谷での件、それから玉川かな。他にもう一回あつたんですか。

はい。新宿でも9月に手首を切って、11月に渋谷で、3月に薬をたくさん飲みました。それで3回でございます。

一番ひどい様子だなどあなたが感じた件はどれだった。

渋谷の警察に呼ばれて渋谷に行ったときです。

あなたが知らないどこかで事件があつて、渋谷の警察署に一応保護された状態だったんですか。

はい。

あなたが呼ばれたんですね。

はい。

行ったときに原告はどんな様子でしたか。

警察のかたから意識がなかったって、保護したということで、留置場に寝かされてるところへ行きましたけど、最初呼び掛けても反応がなくて、救急隊のかたもいらっしゃって、警察のかたも大勢いらっしゃって、おう吐物にまみれてもうほんとすごいで、お酒の臭いはしてませんでした。何があったのか、私、デニス、声を掛けました。何度も掛けました。気がついて私の顔を見たときに彼は言いました。お願い、殺して。お巡りさんが一杯いる、見守ってくれてる中で、お願い、殺して、苦しいから殺して。もう私なだめるというか、どうしていいか分からなくなりました。

その自殺未遂について何か動機になるようなことが直前にあったとか、そういうことではないんですか。

何もないです。ないです。

思い当たるものは何もない。

ありません。

その後で本人の意識が戻るのはどれぐらい後になるんですか。翌日には。

何分かしても、救急隊のかたは無理やりは乗せられないで、台車に乗せて車に運んでもらって、うちに帰って寝かせつける間もずっと死にたいって叫んでましたけれど。

失礼。意識は戻るというか、覚醒はしてるけども、死にたいと、殺してとうふうなことばかり言い続けているわけですか。

はい。

それがある程度鎮静化するということがあるんですか、時間がたつと。

はい。一旦は収まったんです。

それはどれぐらいの時間がたった後なんですか。

2日、3日。

そのときには悪い状態だったときのことについて本人は記憶があるんですか。
ないです。

そうすると、動機を聞いても分からぬ。

分からぬです。

おう吐があるということでしたね。他に身体的な何か症状とかはあるんですか。

とにかく泣きじやくるというか、うなだれる、力なくなつて。
力がなくなるんですか。

はい。もう1人では歩けないような状態。

今日も原告一応法廷には来ましたよね。なぜ法廷に居続けることができなかつたのか説明してもらつてもいいですか、記録に残すため。もちろん僕たちは知つてはいるんだけど、みんな知つていますじや記録に残らないんで説明してくれますか。

まず、今日の裁判の参加に、出廷に当たつて、お医者様に相談をいたしました。心配なことが10月の31日にありましたので、お医者様に相談しました。そうしたところドクターストップといいましょうか、できれば音声、映像、私は映像だけを見せないで出廷していいかっていうのをお話をしたんですけど、音声も駄目だと。もちろん映像も駄目だと。頑張つてほしいっていう思いもあって一緒にここへ来てしました。やはりすごい症状、フラッシュバックっていうんででしょうか、出て、今こうやっている間もうちにちゃんと帰つてるかどうか実は大変心配はしております。

10月30日でしたか。

31日の夜です。

31日にも何か異常なことがあつたんですか。

はい。

どんなことですか。

急に泣きだしてしゃべりだすんですね。かあちゃん、準備しといて、もう僕疲れたよ。何を準備するのって。入管でいなくなつた友達が僕の肩に乗ってるんだよ、もう重くて頑張れないよ、準備しといて、もう誰も言わないから準備しといてって言われました。

10月31日はそういう発言をしたということですか。

はい。

そのときの様子が日常的な状況と変わらないんですか、それとも何か特徴があるんですか。

特徴はないです。急に。どうして。

そのような発言をするに至る動機というよりは、何かきっかけとして考えられることがありましたか、そのとき。

前日暴行の写真を手に取った。中身は見れなかつたんですね。見れなくて。それをちょっと手に取りました。多分そのせいかと。

暴行の写真というのはこの件に関する写真を手に取つていたと。

この件です、はい。

推測でしかないけども、その影響が翌日出たんではないかという、そういうことですか。

はい。

2019年1月にこの事件があつて、しばらくは収容されていた間自殺未遂そのほかがあつたとしても、あなたはその当時直接に知らなかつた。だから、仮放免の後の状況しか具体的にあなたが見てることはないと思うんだけど、以前も自殺未遂かと思われることもあったとしても、最近の行動との違いをあなたは認めることができますか。どんなところが違うと思いますか。

以前の自殺未遂は、先の見えないまま長期収容で抱えるストレス、そ

のことだと思います。そのストレスからまたストレス和らげるために、自傷行為をすることで何か痛みが和らいだんじゃないかと私は思います。思っています。ただ、仮放免後の暴行の後にうちへ帰ってきてからの様子を見ると、何の理由もなく突然、死にたい、薬を飲む、そのようなそういう状況が1年ほどの間に、何回もあって地獄のような日々でした。ですので、この後の彼が死にたい原因は私には分かりません。

一応昨年3月にかなり悪い状態になってから松沢病院に入院したんですね。
はい。

それって多少はそんな激しい症状は出ないけれども、例えば10月31日のような死にたいとか、そういう抑うつ症状がいまだに出ると、こういうことでいいんですか。

はい。

被告指定代理人（山口）

先ほど2回目の刑事裁判のお話があったと思うんですけども、警察の方で面会されてという話があったんですが、大体これ時期としてはいつ頃になりますでしょうか。

上京してから2年ほどしてです。正確な日時は。
正確なものじゃなくても西暦何年の何月頃とかっていうこと分かりますか。
覚えていません。

先ほどこのときの面会のときに特に病的要素はなかったという証言があったかと思いますけれども、これより以前には何か精神的な状態で悪い時期があつたりとかはしましたか。

ございません。

あなたは原告と同居して別居もしているんですけども、この別居の理由は何ですか。

質問が分かりません。

同居をしている期間もあればそうじゃない期間もあるという認識だったんですけど、それは、まず、違いますか。

もう一度、申し訳ありません。よく分かりません。

裁判長

先ほどの原告代理人が聞いた同居していない期間というのは、デニスさんが収容されてる期間という御趣旨での質問だったんでしょうか。

原告代理人（大橋）

そうです。

裁判長

そういう趣旨で先ほどあなたも回答したわけですか。

はい。

そういう前提の質問でお願いします。

被告指定代理人（山口）

あなたは同居しているときも特に原告の精神的な状態について不安を覚えたりとか、そういうことはありませんでしたか。

ございません。

以上